

令和3年度「情報公開条例・個人情報保護条例」の運用状況を公開します

白鷹町情報公開条例は、行政の説明責任を明らかにし、わかりやすい町政の実現を目的としています。

また、白鷹町個人情報保護条例は、行政が保有する個人情報の保護および適正な取り扱いについて定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的としています。

- 対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 根拠条例 白鷹町情報公開条例第26条・白鷹町個人情報保護条例第39条

マイマイガ(幼虫)が発生しています

5月に入り、マイマイガ(幼虫)の発生情報が寄せられています。

4月～6月に卵からふ化して幼虫となり、6月下旬～8月中旬に成虫となります。

大量発生を防ぐため、見つけた場合は駆除にご協力ください。マイマイガの詳細は町ホームページをご覧ください。

令和3年度の運用状況(件)

項目	町長部局	議会事務局	教育委員会	町立病院
情報公開請求	3	0	2	0
情報公開等決定	3	0	2	0
情報公開不服申立	0	0	0	0
個人情報開示等請求	0	0	0	0
個人情報開示等決定	0	0	0	0
個人情報保護不服申立	0	0	0	0

【問い合わせ】  
総務課総務係  
☎85-6120

【問い合わせ】  
町民課くらし環境係  
☎85-6131



ホームページはコチラ▶



不育・不妊治療費助成のお知らせ

令和4年4月から、不妊症の治療について一部保険適用となり、一般不妊治療や特定不妊治療が保険適用となりました。その他に国・県では、不妊症の一部の治療について、助成を行っています。

- ①令和3年度から引き続き「特定不妊治療(体外受精、顕微授精)」をしている方を対象に、1回30万円、男性不妊治療1回30万円
- ②保険適用になる「特定不妊治療」をしている方を対象に、排卵1回につき6万円、胚移植3万円

さらに白鷹町では、不育症・不妊治療を受けているご夫婦を支援するため、保険適用・助成を受けた後の自己負担分の費用や保険適用とならない治療費についても、下記のとおり助成します。

	不育・不妊治療	特定不妊治療
内容	不育・不妊治療にかかる検査・治療費用の助成 ※医療保険適用・医療保険適用外を問いません。 ※国・県の助成を受ける場合は、その助成を受けたあとの自己負担分が対象になります。	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)費用の助成 ※上記①に上乗せして助成します。
助成	1年度あたり上限25万円	【特定不妊治療】1回 上限20万円 【男性不妊治療】1回 上限5万円

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

山形県不妊専門相談センターで不育症・不妊症の相談ができます。

山形県では、山形大学医学部附属病院にて、産婦人科医師による面接(来院)または電話で不育症・不妊症の相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

■相談方法：面接及び電話相談 ■相談日：毎週火・金曜日午後3時～4時

■予約受付電話番号 023-628-5571(受付時間：月・水・金曜日午前9時～12時)

※相談は無料ですが、電話相談の場合、電話代は相談者にご負担いただきます。

<問い合わせ>白鷹町子育て世代包括支援センター 健康福祉課健康推進係 ☎86-0210

## 医療証について

子育て世帯、障がいをお持ちの方々の経済的負担軽減のため、医療費のうち、自己負担分の一部を助成する制度です。

	⑧ 重度心身障がい(児)者医療証	⑨ ひとり親家庭等医療証	⑩ 子育て支援医療証 しらたか元気っ子事業の医療証
対象となる方	<p>■障がいをお持ちの方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳1・2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④国民年金障害等級1級 ⑤公的年金各法の障害等級1級 ⑥特別児童扶養手当1級 ⑦療育手帳B、かつ身体障害者手帳3級</p> <p>※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。 ※本人または扶養者に所得税が課税されている場合は自己負担額(負担割合:1割)が発生します。</p>	<p>■18歳以下の児童を扶養している方および児童で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①配偶者のいない方およびその児童 ②配偶者が重度の心身障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方およびその児童 ③父母のいない18歳以下の児童 ④「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に基づく法律(DV防止法)」に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた方およびその方に扶養されている児童</p> <p>※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。</p>	<p>■白鷹町にお住まいの高校3年生相当年齢までの方(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)</p> <p>※就職などにより親の扶養を外れた方は対象外です。</p> <p>■就学のため町外に住所を移した上記年齢までの方で、保護者の住所が白鷹町にある方</p>
申請に必要なもの	<p>・保険証 ・対象となることを確認できる下記の手帳など 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書(障害基礎年金・その他公的年金)・恩給証書・特別児童扶養手当証書</p>	<p>・対象となる方の保険証 ※特別な理由により就労できない場合はご相談ください。 ※他に書類が必要になる場合があります。(就労証明書など)</p>	<p>・お子さんの保険証 ※高校生相当年齢の方や新規該当者の方(出生、転入)は申請が必要になります。</p>
	<p>★マイナンバーを確認できるものをお持ちください。 ★前年または前々年の所得額、所得税額のわかるものが必要になる場合があります。</p>		



### 重度心身障がい(児)者医療証(⑧)およびひとり親家庭等医療証(⑨)の更新について

現在交付している重度心身障がい(児)者医療証およびひとり親家庭等医療証の有効期限は令和4年6月30日です。引き続き交付を希望される方は更新の手続きが必要になります。有効期限をご確認の上、手続きをしてください。

▶更新の時期 **6月20日(月)～27日(月)**  
更新手続きのご案内は6月中旬頃郵送いたします。  
※なお、新規の申請は随時受け付けています。

【医療証の申請窓口・問い合わせ】

役場1階 町民課国保医療係 ☎85-6130